

平成20年 2月25日(月)

奈良市都市整備部

まちづくり指導室建築指導課

内線 3418

旧ダイエー跡地におけるぱちんこ店の建築工事に対する建物建築工事続行禁止仮処分命令申立について

奈良市は、アンダーツリー株式会社が奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例に規定する禁止区域内において、同条例第7条の建築等中止命令を無視してぱちんこ店の建築工事を行っているため、平成20年1月29日に奈良地方裁判所に建物建築工事続行禁止仮処分命令申立を行いました。奈良市の主張が認められず2月21日付けで却下されました。

1. 奈良地方裁判所の判断

国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たらず、これを認める特別の規定もないから、不適法というべきである(最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決・民集56巻6号1134頁参照)。

上記の最高裁判決の趣旨に鑑みれば、条例に基づく行政上の義務の履行請求権を訴訟において訴求しうる権利として認めることはできないから、債権者の主張する被保全権利は存在しないというべきである。

また、地方公共団体について、環境権をいわゆる法人の人権として認めることはできず、環境権に基づく建築工事中止請求権としての被保全権利も存在しないというべきである。

2. 今後の対応

奈良市の主張が認められず、大変残念な結果であります。

今後は、弁護士と相談しながら対応について検討してまいりたいと考えています。